

2023年 12月7日発行 会報第1171号

今週のプログラム

(2023年 12月 7日 第1171回例会)

アセンブリー3

《クリスマス例会について》

全会員

次週のプログラム

(2023年 12月 14日 第1172回例会)

3分間卓話②

「こんな1年でした」

全会員

第1170回例会 (2023年 11月30日)の記録

「会長の時間」

藤田 芳浩 会長

先週の木曜日11月23日は、祝日でしたので例会は休会となっています。皆様どの様にお過ごしされたでしょうか？大阪・神戸は、延べ100万人の人出となりました。

そうです「オリックスバファローズと阪神タイガースの優勝パレード」が、神戸と大阪で開催されたのです。TVで観たのですが、非常に良かったと思います。間近で選手を見たいと思う方も多く、朝の3時・4時頃には、パレードの沿道に陣取っておられた方も多数いらっしゃるとの事です。ファンとは本当に有り難いものだなあと感じ入りました。

さて今日は、11月の月末30日です、松田 親男会員の卓話「死んだ後 登記しないと10万円？」面白いテーマで為になるお話が聞けると思います。宜しくお願い致します。また、明日から12月です。特に1週間で事情が変わるわけではないと思いますが、12月師走に入ると思うだけで気ぜわしくなる様に感じます。今日も新御堂筋を車で来たのですが、いつもより車線変更をする車が多かったように感じました。やはり「師走」で急がれている方が多くおられたのかなと想像します。次週の12月7日の例会は、「アセンブリー (クリスマス例会を中心として)」となります。主に留学生を多く招待したいとの方針で、関西大学 国際部様にも働きかけています。例えば以前の「留学生との交歓会」出席の留学生の皆様を初めにウクライナからの留学生の皆様にもご連絡を取っています。今のところウクライナからの留学生3名の内、2名の方がご参加の予定との事です。皆様のアイデアで楽しい「クリスマス例会」になる様努力したいと思います。ご協力宜しくお願い致します。さらに、次週の例会が終了すると「第2660地区の地区大会」が2日間に渡って開催されます。皆様是非ご参加ください。それでは、本日も宜しくお願い致します。



<本日のお客様> な し

<出席報告> 高尾 修 SAA 補助

会員数 (内出席免除会員 1 名) 19 名

本日の出席者数 11 名

(内出席免除会員 1 名 名誉会員 0 名)

本日の出席率 57.89%

11 月のホームクラブ出席率 50.67%

<ロータリーソング> 全会員

♪限りなき道ロータリー♪

<本日のピアノ曲> 近藤 美里さん

1. Hero

2. 駅

3. 夕焼け雲

4. Tico Tico

<幹事報告>

水島 洋 幹事

1. 長谷川 靖彦元会員より、25 周年記念式典 CD 送付に対するお礼の電話を頂きました。
山田前会長・藤田会長・水本 25 周年実行委員長によろしくお伝え下さいとの事でした。
2. 放課後 kids より、支援金の領収書とお礼状が郵送で届きました。
3. 本日例会終了後、臨時理事会を開催致しますので、理事・役員はご出席下さい。

<ファインセッション>

藤田 芳浩会長

例会場拠金 ¥11,427



* 今回のファインセッションでの出題を抜粋して掲載してみましたので、
例会ご欠席の会員様も〇×クイズにご挑戦下さい！正解は最終ページの最終行です。

- (1) エアコンは30分ごとに5分停止した時とつけっぱなしでは、つけっぱなしの方が30%節電できる。
- (2) 家庭が消費する電気量は、電気消費量全体の20%である。
- (3) 東京タワーの鉄骨は朝鮮戦争で使っていたアメリカ軍の戦車を買取り、溶かして鉄骨として利用した。
- (4) 昔、お城のすぐそばに松の木が植えられていた。この松の木は非常食として植えられていた。
- (5) 出刃包丁の名前の由来は、一番最初に出刃包丁を作った人が「出っ歯」だったからである。
- (6) 柚子胡椒は柚子と胡椒で作られている。

< S A A 報告 >

高尾 修 SAA 補助

※ラオス基金

藤田会員 今日は寒いです！！ ラオスはどうでしょうか。
黒川会員 お～！ 寒いです。
相原会員 コメントなし

※ロータリー財団

高尾会員 松田会員 卓話よろしく！

※米山記念奨学会

水島会員 松田会員 卓話よろしくお願ひします！
柳原会員 もう1年も終りです。
高尾会員・山本(雅)会員 コメントなし

※メイプル基金

藤田会員 松田会員 卓話楽しみです！！
松田会員 お久しぶりです。卓話よろしく。
山本(友)会員 松田会員、お久しぶりです。
水本会員 いよいよ師走！！ 年々1年が早く感じる…
柳原会員 お久しぶりです。
黒川会員 月2回のゴルフを頑張っています。

1 問題点

不動産は登記簿という書類で、所有者が誰か、いつ売買されたか、抵当権がついてないか等の来歴がわかる。

新たに所有権を取得した時は、普通は所有権移転登記の申請をする。すると新たな所有者の氏名、住所が表記される。

しかし、

登記後所有者転居の場合 →登記簿に転居後の住所が自動的に表示されない

登記後所有者が死亡の場合 →相続人の氏名が自動的に表示されない

不動産を買おうとする人

登記簿を見ただけでは土地の全ての情報を得られない

どうするか 転居の場合 戸籍の附票から新住所を調べる

死亡の場合 戸籍謄本から相続人を探る

これは結構厄介な作業です。

登記簿を見ればある程度の情報がわかるようにして、現所有者は誰かわかりやすくしようというのが改正の基本姿勢

2 相続登記の申請義務

(1) 問題点

人が死んだとき、土地登記簿を見ても相続人が誰かわからない。

なぜなら、相続した人が相続したことを登記すべき義務がないから。

所有者として登記されている人が既に死亡している土地 →「所有者不明土地」

これでは、世代交代が続くと現在所有者がわからなくなる。

公共事業の障害となる。周辺環境の悪化

いっそのこと相続した人に登記する義務を課してはどうかというのが今回の改訂

→ 相続登記の義務化

(2) 登記しないときは制裁を科す

不動産の相続があった時は、相続人自ら登記する義務を課する

しないときは過料を科す というのが義務化。

では相続人は、どうしたら過料の制裁を免れるのか

<早期に遺産分割をすることが困難な時>

*アクション1

相続登記 相続人の住所・氏名、各人の持ち分を登記する

期間 不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内

罰則 正当理由なくしない場合。10万以下の過料

正当理由→多数の相続人 認知症 遺言の争い等

先ほどの例では、このようなアクション期待できない

*アクション2

相続人申請登記 自分が相続人になったこと申し出る。

持分載らない。申請した人だけで良い。住所氏名が登記載る

期間 同上

罰則 同上 先ほどの例では可能性高い

< 早期に（3年以内）遺産分割の協議がまとまった時 >

***アクション**

相続登記	<u>遺産分割協議の結果に基づく相続登記</u> 遺産を取得した相続人の住所氏名、持ち分を登記
期間	同上
罰則	同上

< 相続人申請登記をして3年経過後に遺産分割成立した場合 >

遺産分割成立後3年以内に登記申請する義務あり
登記しない場合、後の遺産分割審判で特別受益、寄与分の主張できなくなる。

(3) 開始時期

令和6年4月11日から施行
令和6年4月11日より前に発生した相続不動産
相続登記していないものは義務化の対象
3年間の猶予期間 令和9年4月11日から

3 共有物の変更管理の規定 所在不明共有者のいる場合の規定

相続発生後所有者不明土地が発生した場合その土地は相続人全員の共有となり持分も相続分に応じて異なる。

遺産分割登記がないままだと相続人がすごい数になる

(持分4800分の56 相続人12人の事件例)

これらの不動産を変更管理する場合の共有者の規定が整理された。

基本的には、民法の不動産の管理処分の規定を簡素化して、共有者間の処理を簡便化しようとする改正

余談（枝は隣地人に切らせる 根は自分で切る）の例→催告して切り取り

4 相続土地国家帰属法

(1) 問題点

所有者にとって不要で、利用価値低い土地

これ等土地は売却先困難、転居、相続の際に積極的に登記に反映されない。

管理が不全な土地、所有者不明土地が発生する。 防止策が必要

(2) 制度の概要

相続等により土地の所有権又は持分を取得した者、法務大臣の許可をうけて その権利を国庫に帰属させる方法

法務大臣の承認必要、相続等による不動産の取得に限る

申請者が定められた納付金を納付する

納付金の例

[宅地] 面積にかかわらず 20万
但し市街地について別基準
例 200平方 80万円

[田、畑] 面積にかかわらず 20万
但し市街地について別基準
例 500平方 72万円

[森林] 面積に応じ算定 1500㎡ 27万

[その他] 面積にかかわらず 20万



<本日のお料理>



1. 温かい蒸し鶏 2. きくらげと卵のスープ 3. 茄子の生姜ソース 4. 豚肉の青葱香菜炒め
4. アオリイカの甘辛炒め 5. ご飯・ザーサイ 6. タピオカ入りココナッツミルク



【ファイナルセッション出題の正解】(1)○ (2)×30% (3)○ (4)○ (5)○堺の鍛冶職人 (6)×柚子と青とうがらし